○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一一一六番二から同町法隆寺南一丁目一一三九番まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号及び百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田南六丁目六一二番五から同町**龍**田南六丁目三一五八番一まで	前	七・七九～八・一五	〇・一二三
	後	一〇・九〇～一一・三一	〇・一二三
奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田西四丁目一二〇〇番一から同町**龍**田西四丁目一八一番四まで	前	八・九二～九・八〇	〇・一一六
	後	一〇・一五～一一・一〇	〇・一一六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田南六丁目六一二番五から同町**龍**田南六丁目三一五八番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所
	奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田西四丁目一二〇〇番一から同町**龍**田西四丁目一九九番三まで	

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号及び百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
奈良県生駒郡斑鳩町神南四丁目三五九番三五から同町勢野東六丁目一六五番一まで	前	八・四五～一〇・六三	〇・一四六
	後	一〇・四三～一二・二九	〇・一四六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県生駒郡斑鳩町神南四丁目三五九番三五から同町勢野東六丁目一六五番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第九十一号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前	A　八・六〇～一〇・二〇	二一・四六二	上記A・B・C・D及びEは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二一・二〇～一六・七〇		
		C　二二・二〇～一八五・七〇	九・〇九八	
		D　一九・〇〇～一六〇・〇〇	九・三四二	
		E　一六・五一～一八五・七〇	二・〇四八	
	後	B　一六・五一～一八五・七〇	一・八六四	
		C　二二・二〇～一八五・七〇	二・三五二	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	大阪府泉南郡岬町淡輪五六四八番一から和歌山市平井字東谷七六六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所及び和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月一日十五時

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　近畿地方整備局長　池田　豊人